

# 請 願 ・ 陳 情 文 書 表

令和4年第9回琴浦町議会定例会提出

|               |  |
|---------------|--|
| 受理番号          | 4年請願第3号  |
| 受理年月日         | 令和4年11月22日   |
| 件 名           | 消費税インボイス制度の実施中止を求める請願  |
| 提出者及び<br>紹介議員 | 提出者<br>鳥取県民主商工会連合会<br>会長 奥田 清治<br>(鳥取県米子市博労町)<br>(紹介議員：川本善孝) |
| 所管委員会         | 総務産業常任委員会  |
| 受 理           | 4年請願第3号 令和4年11月22日   |
| 付 議           | 令和4年12月8日第9回定例会  |
| 付 託           | 総務産業常任委員会  |
| 採 否           |  |
| 処 理           |  |

令和 4 年 11 月 22 日

琴浦町議会議長  
大平 高志 様

鳥取県米子市博労町 3-90  
(請願者) 鳥取県民主商工会連合会  
会長 奥田清治  
電話 0859-22-3860/FAX0859-34-2823

(紹介議員)

川本善孝

消費税インボイス制度の実施中止を求める請願

【請願事項】

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を国にあげて下さい。

【請願趣旨】

新型コロナウイルスの影響並びに物価高騰により景気回復が見通せず、中小業者の経営困難が続く中で、令和5年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。

複数税率における消費税の申告納税のために必要との観点から導入されるインボイス制度ですが、軽減税率が適用されて以降、現行の帳簿方式により2回の申告納税が行われています。その間、なんの問題もなく適正な申告納税が行われており、インボイス制度を導入する意義は極めて薄いと言えます。

そればかりか、免税事業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。

また、全国で約500万社の免税事業者、1577万人のフリーランス、70万人のシルバー人材センターで働く方々に、消費税0%から10%へと一気に増税を強いることとなります。

地域経済が疲弊する中で、中小業者は事業継続や雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小業者の存在が不可欠です。「税制で商売つぶすな」の願いを込め、インボイス制度の実施中止を求めるものです。

以上



## 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

本年1月中旬から、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の流行により、鳥取県内でも一日の新規感染者数が高止まりの状態となっている。3年余になる新型コロナウイルス感染症による影響が、地域経済、とりわけ中小零細企業・小規模事業者を深刻な状況に追い込んでいる。

こうした状況下、令和5年10月1日に、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除方式として適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が実施されることとなっており、昨年10月からは適格請求書発行事業者の登録申請が開始された。

消費税の仕入税額控除の適用に当たっては、登録事業者が発行する適格請求書が必要となる場合があるため、未登録の事業者は取引を避けられかねず、一方で、登録事業者になると、売上高にかかわらず納税義務が発生することとなり、登録の有無にかかわらず、中小企業・小規模事業者の負担が増加するという深刻な問題がある。

また、中小企業・小規模事業者は仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況にあり、同制度の導入を契機とした廃業の増加や、複雑な納税事務を回避するため免税事業者にとどまる事業者の成長意欲の低下を招くなど、長引くコロナ禍によって打撃を受けている事業者に追い打ちをかけることになり、地域経済の衰退に拍車をかけてしまう。

よって国におかれては、中小企業・小規模事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のため、インボイス制度の実施を中止することを強く要望するものである。

### 記

1. 令和5年10月1日の消費税インボイス制度の実施を中止すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣